



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

T916-8666

鯖江市西山町13番1号

(市役所農林政策課内)

電話 0778-53-2234

FAX 0778-51-8153

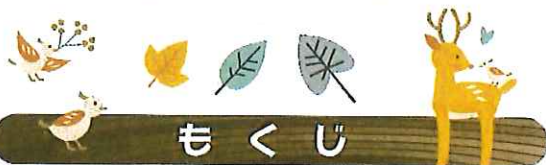
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp

http://www.city.sabae.fukui.jp

野菜集出荷施設が新設されました!



福井丹南農業協同組合東部ふれあいセンター敷地内に完成した野菜集出荷施設



もくじ

- 農業委員会会長就任挨拶・農業委員会の仕事 .. 2
- 新任農業委員紹介 3
- 農地集積の促進について 4
- 新規就農支援について 5
- 農地の適正管理について 6
- クマ注意・農業者年金について 7
- 認定農業者紹介・農政カレンダー 8
- 農地よろず相談のお知らせ・編集後記 8



消費者に新鮮な野菜の安定供給を

鯖江市は、福井県内で生産量No1のブロッコリーの産地です。今後のブロッコリー生産のさらなる拡大と安定供給を目指して、この度、福井丹南農業協同組合 東部ふれあいセンター敷地内に、新たに野菜集出荷施設が完成しました。

8月3日には関係者約50名が参加し、竣工・落成式が行われました。施設内には、スポットエアコンや製氷機貯氷庫などの冷蔵機能が完備されています。

秋採りブロッコリーの出荷がいよいよ始まり、新施設も本稼動となります。ブロッコリーはビタミンが豊富な緑黄色野菜です。鯖江から、鮮度を保った栄養満点なブロッコリーが食卓に届くのも、もう間もなくです。



御挨拶

会長就任にあたって



鯖江市農業委員会
会長 福島 定己

去る七月三十一日に、牧野市長様をお迎えし開催された農業委員会臨時総会にて、新しい体制が誕生しました。今般の農業委員制度の改正により十八名の委員各位のご就任を心からお喜び申し上げます。

今期、委員の皆様のご推薦を頂き、会長職をお受けすることとなりました。大変な重職責務であると存じますが、誠心誠意努力いたしますので、何卒ご支援頂きますよう心からお願い申し上げます。

本会は法令に基づき、市農業委員会憲章に則り、農業者の期待と信頼に応えるべき活動が求められるところでありますので、農業会議の支援、県当局の指導、各市町の委員会と連携をはかりながら、農業者の皆様と話し合い、農業政策の推進、農政施策の発展に寄与し、本市農業のため貢献して参りたいと存じます。

農地行政を担う委員会として活力ある農業、担い手の育成、耕作放棄地の発生抑制をし、農地の有効利用による地域活性化を築きたいと考えております。

今後とも各委員のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任の挨拶とさせていただきます。

農業委員会はこんな仕事をしています

①

農地法などの法令に規定された所掌事務

農地の売買、農地転用の許可
農地の貸し借りについての意見

②

認定農業者など地域担い手への農地の利用集積

農地中間管理事業や
農業公社グリーンさばえの活用

③

遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消

農地パトロール、無断転用の防止 など



④

農業への新規参入の促進

⑤

農地等の利用の最適化に関する施策について、改善意見の公表

市長への要望 など

⑥

農業・農業者に関する情報提供

法人化その他農業経営の合理化
作り手のいない農地のあっせん など



お気軽にご相談ください ☎ (0778) 53-2234

農業委員紹介

担当地区 福島 定己 片上 吉谷町

この度、農業委員として鯖江市の農業発展と振興のために認定農業者、指導農業者、土地改良理事、農協理事等の経験を十分に活かし新農業委員会法に基づき農地法、農地利用の最適化の責務に努めて生きたいと思っています。

担当地区 山田 嘉重郎 神明 鳥羽町

地域農業の振興と就農者の育成に尽力したい。

担当地区 山本 雅雄 舟津 小黒町1丁目

農業行政の知識もなく、浅学非才のみではございますが、この度、農業委員に任命され、身の引き締まる思いがあります。これまで、町内の農家組合長、営農生産組合長、そして、農業耕作に従事してきた経験をもとに農業委員の業務を誠実に対応してまいりたいと思います。皆様のご助言、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

担当地区 高棹 勝廣 豊 和田町

この度、農業者の皆さんからの推薦により農業委員になり、今後ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。農業情勢は一般と厳しくなり、農業改革が求められ、30年度より米の直接支払い交付金の廃止並びに国による生産調整の見直しにより、農業離れが進むとともに農業に携わる人の高齢化に伴い、農地の維持、農業をどのように守っていくかにかかっています。規模拡大して、大型機械による省力化、所得向上により担い手育成に力を入れていかなければなりません。

担当地区 荻輪 昇 市内一円 神中町2丁目

担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進といった農地利用の最適化を推進し、鯖江市の農業を守っていききたい。また、そのためにも農業者の声を行政に反映させていきたい。

担当地区 八田 達雄 中河 中野町

鯖江が今以上に発展するよう行政と農業者の良好な関係ができるパイプ役として、農業委員の一員としても、農業者の一人としてもがんばってやりたい。鯖江の農業に携わる人たちが楽しくがんばって仕事ができるような鯖江になるように活動したいと思っています。

担当地区 堀 忠嗣 新横江 五郎丸町

私たち農業委員同士が情報を交換し、課題を積み重ね提供するとともに、国、県等へ農業発展をするための要望活動に取り組んでまいりたいと思います。一方、国の施策も含めまして、農業を取り巻く状況は大変不透明かつ厳しいものとなっております。そのような状況下において、われわれ農業委員の活動も今後ますます重要な役割を果たしていかなければならないと考えていますので、地域農業を担う皆様の経営安定化のため、情報を収集し、共有しあい、国、県等に施策を要望し、今後農業がますます、魅力あるものになるよう今後も活動していきたいと思っています。

担当地区 笠嶋 伊三男 中河 上河端町

私は上河端町農地利用改善という職務を行いながら、上河端町農家組合および河端ファームへの情報交換をしながら、今後の地域の農業の発展に貢献していきたいと思っています。

担当地区 齋藤 英子 市内一円 五郎丸町

家族経営の農業が地域農業、地域社会を守り続けてきたところが大きい。その中で女性が担ってきた役割も少なくないと思います。今まで受け継がれてきた地域農業を時代に引き継ぐため、そして安全、安心な食糧を次世代に伝えることと女性の視点から鯖江市農業の発展の一翼を担いたい。

担当地区 牧野 良信 吉川 川去町

農業委員になって考えることは、平成に年号が変わって今日にいたり、農業経営がやりにくくなってきたと思います。農家の生活が苦しく、米作りもままならず、後継者ができず、相続人が財産相続せず放棄してしまう。これから先、農地はどうなるのだろうと考えてしまします。農業委員になって農家の人の役に立ちたいと思っています。

担当地区 加藤 重光 吉川 小泉町

集約の周辺環境の保全と農業後継者の不足の解消並びに生産コストの削減、更には農業者の所得向上を目指し、平成21年11月1日に「小泉営農組合」を設立し、その5年後、平成27年12月23日に「農事組合法人ファーム小泉」を立ち上げてまいりました。その間、設立した組織の役員として組織運営の活動と、組合員相互の意思の疎通を図ると共に仲間づくりの活動を、ひたすら7年間も続けてまいりました。組織を設立するまでは、会社勤めの傍ら農業を営む典型的な農業家で、一人の農業者としては未熟者でしたが、今回の農業委員への就任を期に、農業行政に關しては鯖江市のご指導と諸先輩方のご支援を賜り、精一杯頑張りたいと思っています。どうぞ、よろしくお願い致します。

担当地区 齊藤 英人 北中山 川島町

新しく農業委員会法の改正、施行に伴い、農地利用の最適化推進が農業委員会の重点業務として位置づけられたところです。われわれ農業委員会の一員として食糧を生産するための農地、農業者を守り、担い手等が安心して農業に取り組めるよう働きます。まず、初めに丹南地区に唯一、農学校が鯖江市（東鯖江）にありましたが、無くなって50年を過ぎております。現在丹南地区にありまます県立高松7校を3年後には5校にすることは、教育委員会の会議で決定済みです。廃校になる1校を農学校にする。もしくは5校の中の1校に農学校を設置し、水稻、園芸（ハウス）等を学び、丹南地区2市3町の担い手等に結びついたらと思っています。

担当地区 福岡 弘己 新横江 新町

農業を取り巻く厳しい環境の中、農業従事者の高齢化、若者の農業離れ、耕作放棄地の増加など問題はありますが地域の農業者と連携を図りながら取り組んでいきたい。

担当地区 梅田 史也 立待 杉本町

平成28年、改正農業委員会法が施行され、農業委員会の業務の重点は、「農地の利用の最適化の推進」であることを踏まえ、当該地域においても農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生など、さまざまな課題を抱えていると思います。鯖江市担当者、JA、土地改良区などとも連携の上、集落、地域での寄り合いや座談会に積極的に参加し、提起された課題を解決するために、何が必要かを話し合い、認識し、他地域の取り組み方法、手段等の情報を入手し参考にし、少しでも地域が維持、発展していくことに繋げていきたいと思っています。浅学非才のみではございますが、なにとぞよろしくお願い致します。

担当地区 高島 敏則 立待 石田下町

農地等の利用の最適化を推進し、地域の農地と担い手を守り活かす活動を行っていききたい。

担当地区 山嵜 哲邦 河和田 東清水町

会議、勉強会などの中で「農地利用の最適化」「農地利用集積、集約化」等、課題に取り組んでいきたい。

担当地区 澤田 半壽郎 河和田 別司町

農業委員としての役割を認識し、地域の皆様の声をよく聴きながら、遊休農地の発生を防止、解消して、里地里山保全、景観を含め、美しい自然環境を守るため、農業委員会法改正の元年として若い担い手育成を促進し、農業の発展に皆様方のご指導を受けながら取り組んでいきたい。

担当地区 瀬戸川 善一 中河 舟枝町

ここ数年の間に農業は大きく変化するだろうと考えます。地域の農業のあり方を考えるために行政と農業者の意見集約が見えるところ、農業委員に立っていただきたいと思います。10年の間に鯖江農業の基幹作物である米の産額は2分の1になりました。また、60歳に年金をもらいながら進め続けられるかどうかと作り進めてきた農業組織も、時代の変化が大きく後継者はもちろん、作業者の確保も難しい状況となり、継続すら難しい現実となっています。平成30年からは耕作等の主体が国から県、市に代わります。新しい米、新しい「いちほり」が栽培されます。しかし農業を取り巻く状況は変わらぬと考えます。私たちの安定経営のできる組織の大きさ、栽培品目と販売を、もう一度見直し、まずは身近な課題の対策と組織の安定経営、そして地域の持続的発展を、不耕作地のない美しい農業環境を作りだしていきたいです。

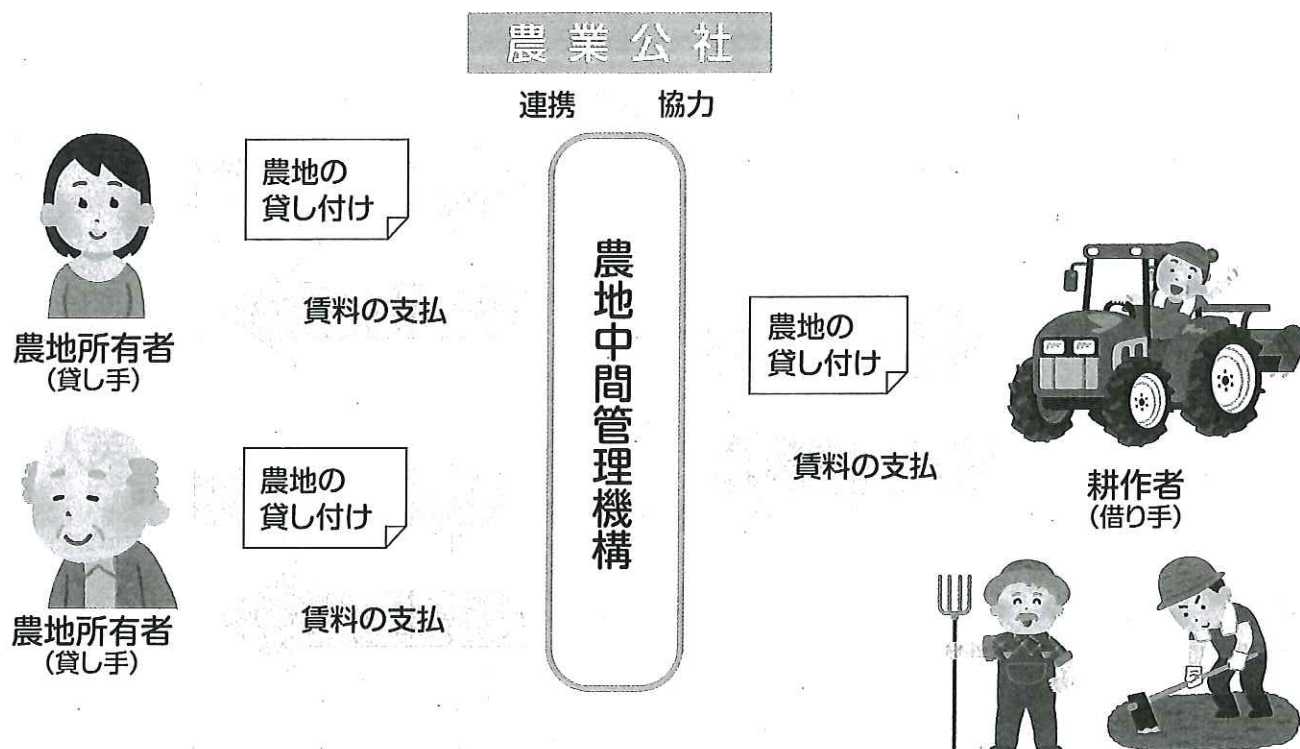
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 賃料が確実に入り、条件を満たせば「機構集積協力金」がもらえます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

問合せ先

(公財) 農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内

Tel (0778) 53-2234



「農業がしたい」あなたを応援します!

市では、「農家になりたい」「余暇を利用して農業をしたい」「家庭菜園がないけど野菜を作りたい」など、市民の皆さんの要望にあった就農を支援します。

専業で就農したい人は…

国と県就農関係事業を活用して、独立就農または農業法人等での就業を目指す人を支援します。

就農までのフロー

- ①就農相談 営農形態、作目などを確認します。
- ②体験研修 県園芸センターや里親農家で最長2年間の研修が可能です。
- ③就農計画 営農開始時の作付け計画や所得目標などの計画を作成します。
- ④農地の確保 希望する地域で農地を探し、利用権を設定します。

本格的に就農される際には、国・県の補助事業が受けられる場合があります。
(年齢や営農規模等により、就農奨励金や農業機械等の購入に、補助金が出る制度があります。)



副業等で農業をしたい人は…

市の事業を活用して、一定規模までの就農を支援します。事業を受けるには、就農の相談、就農計画の作成、農地の確保等を行います。

新規就農(本格的に農業をしたい人)の条件	市民就農(副業等で農業をしたい人)の条件
・収益を得ることを目的 ・20歳以上70歳未満 ・農地所有面積0～1,000㎡未満 ・耕作面積1,000㎡以上 ・農業に常に従事し農地の全てを効率的に耕作 ・市内で農業ができる距離に住んでいる ・施行期間 2年	・余暇等を利用して収益を得ることを目的 ・20歳以上70歳未満 ・農地所有面積0～1,000㎡未満 ・耕作面積300㎡以上1,000㎡未満 ・農地の全てを効率的に耕作 ・市内で農業ができる距離に住んでいる ・施行期間 3年

趣味や楽しみで農業をしたい人は…

問合せ先 (公財) 農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内

Tel (0778) 53-2234

農業に親しみ、自家消費を目的に耕作したい人に、「市民農園」を紹介しています。(公財) 農業公社グリーンさばえまでお問い合わせください。

新規で園芸に取り組む方を応援します!!

園芸早期定着条件整備支援事業補助金

市では、新たに園芸に取り組もうとする人が効率的に良質な園芸作物を生産できるように、栽培に必要な機材の整備および土壌改良等の生産体制を整え、早期に安定した園芸経営が定着するように支援することで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進しています。

対象 土地利用型農業からの園芸参入希望者、または園芸参入を希望する土地持ち帰農家で70歳未満の人

内容 園芸への参入を希望する人が営農計画(期間:2年間、作付面積:概ね1,000㎡以上)を作成し、市、JAおよび県が栽培と販売を支援する中で、営農計画の実施に必要な機材の購入および土壌改良等の生産体制整備に要する経費の一部を助成します。助成の対象は以下のとおりです。

内 容	補助基準額
①主要な農耕機材および耕作する農地の盛土等の経費	経費の1/3を助成(限度額150千円)
②就農地が鳥獣害の被害多発地域の場合は、電気柵等、被害防止施設設置経費	経費の1/3を助成(限度額50千円)
③農業委員会等の斡旋による耕作放棄地等で営農する場合は、農地への復旧経費と土壌改良経費	経費の1/2を助成(限度額100千円)

ハウス園芸チャレンジ支援事業補助金

市では、新たに園芸に取り組もうとする人が園芸に取り組む前に試行的に野菜栽培に取り組む機会を持つことで、土地利用型農業から園芸を組み合わせた複合経営や農業外からの新規参入を推進しています。

対象 農業収益を得ることを目的に新規に園芸への参入を希望する、市内在住の70歳未満の人。

内容 市・農業公社で、使用できる園芸ハウスを探し、希望者とマッチングを行い、園芸ハウス使用料を市が負担します。(負担額は市の予算の範囲内)

農地を適正に 管理しましょう

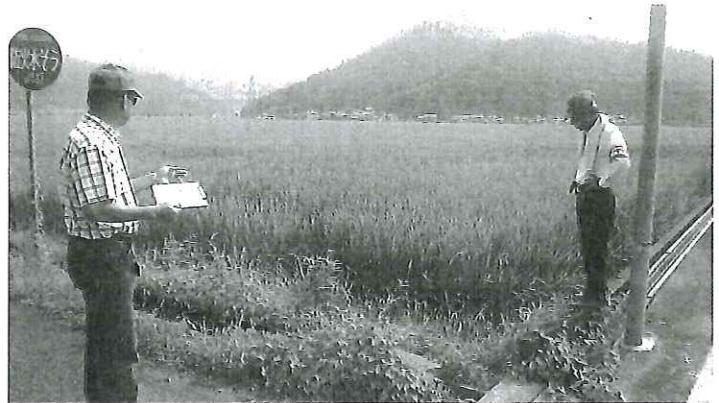
農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。

適正な管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。
(農地法第32条第3項)



畑地転換については届出が必要です。

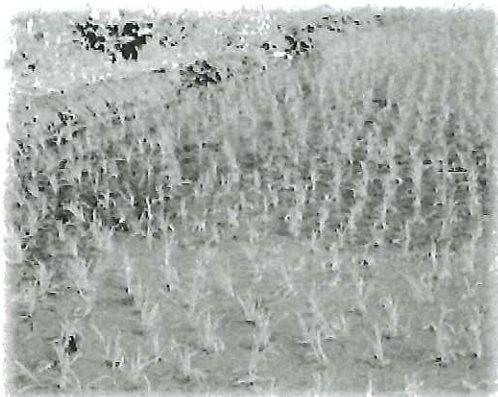
農用地の畑地転換（盛土）等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に利用する場合は許可申請のため一定の手続きが必要になります。許可着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地（あわせて事業を行おうとする非農地を含む）内にいわゆる赤道、青道等官地（公有地）が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

農地を相続した場合は届出が必要です。



相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

冬眠
前の

クマに注意してください



今年は山の中の堅果類(ドングリなど)の実なりが不作といわれており、秋から冬にかけて、クマは冬眠のためエサを探して活発に活動するため、山際の柿、クリなどを求めて低地に頻繁に出没するおそれがあります。以下の点には、特に注意してください。



クマと遭わないために

- ◆ 頻繁に物音(鈴・笛・ラジオなど)や声を出して歩く。
- ◆ 入山地域のクマ出没情報を事前に確認する。
- ◆ 見通しの悪い場所には立ち入らない。



クマを引き寄せない

- ◆ 放置野菜・果樹などによりクマを誘引しない。
- ◆ 人家近くのハチの巣やカキ・クリ・ドングリ・ギンナンに注意する。
- ◆ 山際の草刈りを行い、見通しを良くする。



それでも、クマに遭ってしまったら

- ◆ とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。子グマの場合は親グマに注意する。
- ◆ 攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

県内のクマ情報は、ホームページ「ツキノワグマによる人身被害防止のために」をご覧ください。
(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tixyouzixyuu/tukinowaguma2.html>)

<問合先> 福井県安全環境部自然環境課 (☎0776-20-0306)
鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター (☎0778-51-2110)
鯖江市産業環境部農林政策課 (☎0778-53-2233)



農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫?

あなたの老後の備えは十分でしょうか?
年金は家族一人ひとりが
準備することが大切です!
農業者年金は、農業者の老後をサポートします。
農業経営者だけでなく、夫婦や親子で
そろって加入することをおすすめします!!

○加入できる方は?

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

○特徴は?

- ①積立方式で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証付きです。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。

農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確保しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。



新規認定農業者の紹介



写真ふくいあまつ農産業株式会社の河村氏、軽部氏

5月22日新規認定農業者の認定授与式が行われ、新たに1経営体が牧野市長から認定書を授与されました。

代表の河村氏は、農業経営の基盤づくりとして、いち早く会社法人化に取り組まれました。

栽培品目は、水稻のほか、新たに園芸および果樹栽培にも取り組み、意欲的に農業に従事されています。

(鳥井町)

ふくいあまつ農産業株式会社
経営形態：水稻、園芸、果樹

農業担い手研修交流会の案内

日 時	平成30年1月29日(月)午後2時～
テーマ	今後の農業の方向性・経営展開へ向けて(仮)
講 師	笹谷 秀光 氏(伊藤園 常務執行役員CSR推進部長)

1953年北海道生まれ。76年東京大学法学部卒業、77年農林省(当時)入省、2007年関東森林管理局長を経て2008年退官、同年伊藤園入社、2010～14年同社取締役、2014年7月から現職。

農地よろず相談会

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します。

なお、準備の都合上、事前申込みが必要です。開催日当日の申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日時	申込期限
10月12日(木)午後2時～5時	10月5日(木)午後5時
11月15日(水)午後2時～5時	11月8日(水)午後5時
12月14日(木)午後2時～5時	12月7日(木)午後5時
1月11日(木)午後2時～5時	1月4日(木)午後5時
2月15日(木)午後2時～5時	2月8日(木)午後5時
3月14日(水)午後2時～5時	3月7日(水)午後5時

場 所／アイアイ鯖江2階相談室
相 談 員／司法書士 孝久忠央 氏
申込方法／電話またはファックスで
農業委員会事務局まで

鯖江市農業委員会事務局(農林政策課内)
TEL53-2234 FAX51-8153

農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

10月 27日 第10回農業委員会総会
11月 28日 第11回農業委員会総会
12月 25日 第12回農業委員会総会
平成30年

1月 15日 ふるさと鯖江の料理を楽しむ会
29日 第1回農業委員会総会
29日 農業委員、担い手研修交流会
2月 28日 第2回農業委員会総会
3月 26日 第3回農業委員会総会

編集後記

農業委員会等に関する法律が改正され、鯖江市農業委員会も今回の改選で新制度に移行しました。

今回の制度改正により、農業委員会委員の過半は認定農業者などの担い手農家であることが要件となり、18人の農業委員会委員のうち、16人が認定農業者や農業法人の役員、集落営農組織や地域の担い手農家の方々となりました。

また、従来の農地転用などの許認可事務に加えて、荒廃・遊休農地の発生防止や、農業への新規参入を促進することも農業委員会の重要な業務として位置付けられています。

鯖江市では、遊休農地の割合は極めて低くなっていますが、今後担い手農家の不足から発生することが危惧されます。

農業委員会としても、皆様が安心して農業経営に取り組めることができ、優良な農地の保全・確保に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。